

明石市家庭系指定ごみ袋の製造等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、明石市が収集する燃やすごみを市民が排出する際に使用する袋（以下「家庭系指定ごみ袋」という。）の製造等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(家庭系指定ごみ袋の規格)

第2条 家庭系指定ごみ袋の規格は別表1、別表2及び別図1、別図2のとおりとする。

(家庭系指定ごみ袋を製造又は輸入しようとする者の認定)

第3条 家庭系指定ごみ袋を製造又は輸入（以下「製造等」という。）しようとする者は、市長に明石市家庭系指定ごみ袋製造等認定申請書（様式第1号）を提出し、認定を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿謄本
- (2) 申請者が個人である場合には、履歴書及び住民票の写し
- (3) 国税及び地方税の滞納がないことを証する納税証明書
- (4) 申請する家庭系指定ごみ袋の仕様書及び見本品
- (5) 使用する顔料及びインクの成分証明書（当該書類が日本語以外の言語を用いて作成されている場合は、日本語に翻訳すること）
- (6) 家庭系指定ごみ袋の厚さ、引張強度（縦・横）及び伸び率（％）に関する検査結果証明書（当該申請者と関係のない第三者機関が検査し発行したものであること）
- (7) 石油由来のプラスチックを使用したごみ袋と比較し、製造又は焼却時に発生する二酸化炭素排出量を10％以上削減する効果がある素材を使用している場合にあっては、その効果を示した証明書
- (8) 家庭系指定ごみ袋の販売ルート及び販売予定の店舗一覧並びに予定販売価格を記載した書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の申請について、その内容を審査し、前条に定める規格に適合すると認めるときは、申請者に対し家庭系指定ごみ袋認定番号（以下「認定番号」という。）を付して明石市家庭系指定ごみ袋製造等認定書（様式第2号。以下「認定書」という。）を交付し、適合しないと認めるときは明石市家庭系指定ごみ袋製造等不認定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(認定に関する表示義務)

第4条 前条第3項の認定書の交付を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、家庭系指

定ごみ袋を製造しようとするときは次の各号に掲げる内容を表示しなければならない。

(1) 家庭系指定ごみ袋 認定番号

(2) 外袋 認定番号、認定事業者の名称、認定事業者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下、住所という。）及び連絡先

（認定事業者の責務）

第5条 認定事業者は、第2条に定める規格を遵守して家庭系指定ごみ袋の製造等を行わなければならない。

2 認定事業者は、製造等した家庭系指定ごみ袋の瑕疵により発生した一切の問題に誠意をもって対処しなければならない。

3 認定事業者は、家庭系指定ごみ袋の製造、品質管理及び流通に十分留意し、円滑な販売が行われるように努めなければならない。

4 認定事業者は、市長の求めに応じて家庭系指定ごみ袋の検査記録、明石市内の販売店及び販売予定価格一覧表を提出しなければならない。

（認定事業者の公表）

第6条 市長は、第3条3項の規定に基づき認定をしたときは、認定事業者の名称(個人にあっては、その氏名)、住所及び認定番号を公表するものとする。

（認定内容の変更）

第7条 認定事業者は、第3条第3項による認定を受けた事項を変更しようとするときは、明石市家庭系指定ごみ袋製造等変更認定申請書（様式第4号）に、変更内容に応じた第3条第2項各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、変更が適当と認められるときは新たに認定書を交付し、変更が不適当と認めるときは理由を付記した書面により認定事業者に通知するものとする。

（改善の指示及び認定の取消し等）

第8条 市長は、認定事業者が製造等する家庭系指定ごみ袋が第2条に定める規格に適合しないと認めるときは、当該認定事業者に対しその改善等の指導及び指示（以下「指導等」という。）を行う。

2 市長は、前項の指導等を受けた者が当該指導等に従わないときは、当該認定事業者に対する認定を取り消すことができる。

3 前項の規定により認定を取り消した場合は、市長は明石市家庭系指定ごみ袋製造等認定取消通知書（様式第5号）により認定の取消しを受けた者へ通知するものとする。

4 第2項の規定により認定の取消しを受けた者は、直ちに認定書を市長に返還しなければならない。

ならない。

5 第2項の規定による取消しにより生じた一切の損害について、市はその責めを負わないものとする。

（承認の取消しの公表）

第9条 市長は、前条第2項の規定により認定を取り消したときは、認定の取消しを受けた者の名称、住所(個人にあっては、その氏名)及び認定番号を公表することができる。

（家庭系指定ごみ袋の製造等終了）

第10条 認定事業者が、認定を受けた家庭系指定ごみ袋の製造等を終了しようとする場合は、市長に認定書を返還し、明石市家庭系指定ごみ袋製造等終了届（様式第6号）を提出しなければならない。

（指定する規格の変更）

第11条 市長は、第2条の規格を変更するときは、あらかじめ認定事業者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による規格の変更により、認定事業者が製造した家庭系指定ごみ袋が規格に適合しなくなるときは、市長が別に定める期間を経過した後に、既にした認定の効力を失わせるものとする。

（補則）

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、2025年11月1日から施行する。

別表1

分別の種類	燃やすごみ
袋の色	ミントグリーン 半透明（DIC18版17相当）
透明度	内容物が識別可能な透明度を有すること
文字色	濃紺色（DIC18版435相当）
容量	15L、30L、45L
形状	平袋またはU型（ペロ付き）
推奨サイズ	寸法については、若干の増減は許容するが、袋の口を結んだ状態で、所定の容量のごみが収容でき、なおかつ所定容量を上回って収容できることのないようにすること。

	【平袋】 45L 縦 800mm×横 650mm 30L 縦 700mm×横 500mm 15L 縦 550mm×横 450mm 【U型袋（ガセット・ベロ付き）】 寸法は別図 1 のとおり。
材質	ポリエチレン（低密度又は高密度） （１）他の素材を配合する場合は、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないものとする。 （２）石油由来のプラスチックを使用したごみ袋と比較し、製造又は焼却時に発生する二酸化炭素排出量を 10%以上削減する効果が期待できる素材の配合を推奨する。可能な範囲で、再生原料の使用に努めること。
厚さ	低密度：0.025 mm以上 高密度：0.015mm 以上 ただし、経済性に優れる薄手のものや強度に優れる厚手のもの等、消費者のニーズに応じた多様な仕様のごみ袋の製造に努めること。
品質	JIS Z1702-1994 及び JIS Z1711-1994 に準じる ・フィルムは均質で泡、むら、しわ、フィッシュアイ、異物の混入、ピンホール等の使用上の有害な欠点がなく、かつ袋は形状が均整で切断部などの仕上がりが良好であること。また、印刷むらが目立たないこと。 ・品質（引張強度、伸び率、耐衝撃性、ヒートシールの強さ、印刷剥離強さ、水漏れ等）は各検査の規定に適合していること。
インク	指定ごみ袋、外袋共に印刷に使用するインクには次の点に注意すること （１）カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないこと。 （２）水をつけた手でもんでインクの剥離がないこと。 （３）ベジタブルインキなどの環境に配慮したインクの使用を推奨。
指定ごみ袋の表示	（１）別図 2 を片面 1 色（濃紺色：DIC18 版 435 相当）で表示内容が読み取れる大きさと印刷すること。 （２）バーコード、環境配慮素材その他事項について表示する場合は、別図 2 以外の情報として袋の余白部分に印刷することとし、別図 2 の表示を妨げないよう配慮すること。
外袋の材質等	・ポリエチレンとすること。 ・外袋には別表 2 および別図 3 に示す事項を表示すること。 ・外袋の文字色の指定はしないが、近隣市と区別しやすい色にすること。

別表 2

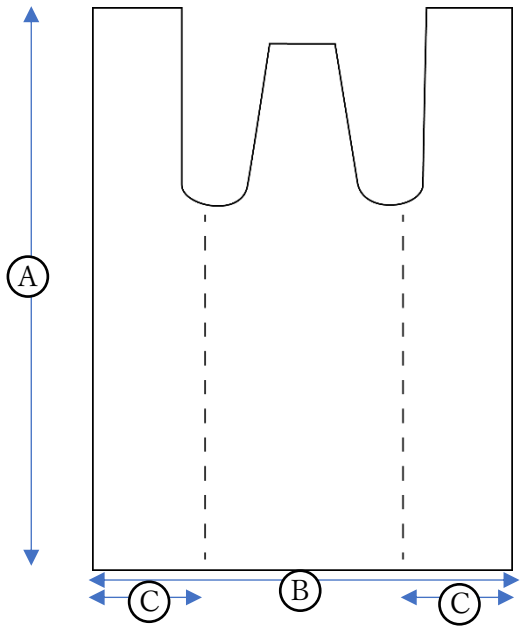
外袋に記載する事項	(1) 明石市の認定番号 (2) 「明石市家庭用指定ごみ袋」の表示 ※多言語表記を含む (3) もやすごみの表示 ※多言語表記を含む (4) 「事業系ごみは家庭用ごみステーションに出すことはできません」の表示 ※多言語表記を含む (5) 家庭系指定ごみ袋の容量、入数、厚さ (6) 家庭系指定ごみ袋の形状とイラスト (7) 家庭用品品質表示法に基づく表示 (8) 「低密度ポリエチレン」又は「高密度ポリエチレン」を明記 (9) 市の指定の二次元コード（HP に接続）を印字。 (10) バイオマスプラスチックを配合する場合は、一般社団法人日本有機資源協会（JORA）の認定を受けバイオマスマークを表示すること。そのほかの素材を配合する場合には、配合する素材名・配合率・二酸化炭素排出量削減効果等に関する記載を表示すること。 (11) その他インク移りや安全面等に対して警告、注意表示 (12) 視覚障害者が識別しやすくするために中央下部に 1 か所直径 5 mm 以上のパンチ穴を開けること
-----------	---

別図 1 U 型袋の寸法（推奨サイズ）

		45L	30L	15L
A	縦	800	700	550
B	横	430	350	300
C	ガゼット	110	75	75

単位 mm

C のガゼット部分を前後させるときは、全長が変わらないように、B と合わせ調節すること
ペロ部分は、結びやすく破れにくい長さ・形状とし、仕様上十分な強度を確保の上、両端ペロを持ち手にできるように加工すること。



別図2 指定ごみ袋デザイン

明石市指定ゴミ袋_45L 平袋 W650×H800


明石市

ゼロ・ウェイスト あかし
みんなでごみをへらそう

収集する日の朝8時までに ごみステーションへ
Take out your garbage in the designated locations by 8:00 a.m. on collection days.

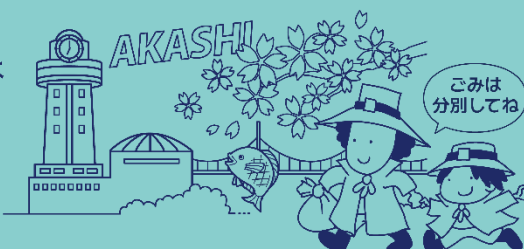


もやすごみ

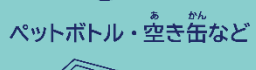
Burnable Garbage
家庭用 45L

可燃垃圾・태우는 쓰레기・Rác có thể đốt・Basura combustible・Lixo incinerável
Sampah yang bisa dibakar・Basurang nasusunog・ขยะเผาได้

- リサイクルできる紙は入っていませんか？
- 生ごみの水切りはできていますか？



ごみは分別してね

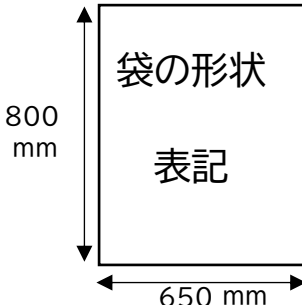
 入れるもの	 入れないもの
 生ごみ  プラスチック  皮革・ゴム  その他	 金ぞく・ガラス・陶器  ペットボトル・空き缶など  リサイクルできる紙

回収できません

てんぽ じぎょうしょとう
店舗・事業所等から出たごみ／市外から持ち込まれたごみ

明石市家庭系指定ごみ袋 認定番号000号

別図3 外袋 表示例

家庭用 Household Use		 明石市 家庭用指定ごみ袋 AKASHI CITY DESIGNATED HOUSEHOLD GARBAGE BAGS		認定番号 000 番	
もやすごみ Burnable Garbage					
可燃垃圾・태우는 쓰레기・Rác có thể đốt・Basura combustible・Lixo incinerável Sampah yang bisa dibakar・Basurang nasusunog・ขยะเผาได้					
45L 10枚入 厚さ 0.015mm (高密度ポリエチレン)					
もやすごみ の出し方 		ごみ カレンダー 		Disposal Guide 	
			環境その他 PR 表示等		
家庭用品質表示法等に基づく表示 (名称、住所、電話番号、原料、寸法など)			警告マーク 注意など		
事業系ごみは家庭用ごみステーションに出すことはできません。 Commercial waste must not be disposed of in the residential garbage area.					



※視覚障害者識別用パンチ穴